

## 徳島県建設産業DX推進人材育成費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 徳島県建設産業DX推進人材育成の実施については、徳島県補助金交付規則及び徳島県建設産業DX推進人材育成費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(申請手続)

第2条 要綱第2条に規定する該当者である場合でも次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は審査することができない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

2 申請は1事業者あたり各年度1回とし、複数の申請は受け付けない。

(育成対象者)

第3条 要綱第3条に規定するDX推進人材育成の対象者（以下「育成対象者」という。）は、交付申請日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結している者
- (2) 補助対象者の役員

(補助対象経費の要件)

第4条 要綱第3条に規定する補助対象経費の詳細は、別記に定めるところによる。ただし、補助事業の実施に関する発注及び申込等が交付決定日以降に行われるものに限る。

(申請に必要な書類)

第5条 要綱第4条第2項第3号に規定する知事が別に定める申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書（交付申請書提出日から起算して3ヶ月以内に取得したもの）
- (2) 納税証明書（交付申請書提出日から起算して3ヶ月以内に取得したもの）
- (3) 補助内容の確認が可能な書類
- (4) 対象経費の算出根拠を証する書類
- (5) 次に示す育成対象者の雇用形態が確認できるいずれかの書類の写し
  - ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
  - ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
  - ・雇用保険被保険者証
  - ・賃金台帳、出勤簿等（恒常的な勤務実態を証明できるものに限る）

(交付申請書の受付期間)

第6条 要綱第4条第3号に規定する交付申請書の受付期間は、原則として令和8年6月17日から令和8年11月30日までとする。

2 交付申請書の受付は、先着順とする。申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合には、その時点で受付を終了する。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、交付決定日から令和9年1月29日までとする。

(審査結果)

第8条 採択又は不採択の結果については、申請者全員に対して通知するものとする。なお、審査結果の内容についての問合せには応じない。

2 採択された事業については、事業者名を公表することがある。

(実績報告書の添付書類)

第9条 要綱第9条第2項第2号に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業者による補助対象経費の支払いを証明できる書類（請求書、領収書や総勘定元帳など経理書類等）の写し

(2) その他補助事業の実施を証明できる書類（契約書又は請書の写し、実施状況写真等）

(3) アンケート（別紙）

2 補助金額確定に当たり、前項各号に掲げる書類が確認できない場合は、その事業に係る経費は補助対象外となる。

(実地検査等)

第10条 補助実施内容の進捗確認のため、徳島県が実地検査に入ることがある。

2 補助終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがある。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

(書類の提出先)

第11条 書類の提出先は、徳島県県土整備部建設管理課とする。

2 書類の提出の方法は、持参又は郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）に限るものとする。

(その他)

第12条 提出された書類等は本事業の採択に係る審査のみに利用するものとし、返却しないものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月17日から施行する。

## 別記（第4条関係）

### 1 補助事業、経費内容及び補助対象費目

補助事業・経費内容	補助対象費目
(1) ICT人材育成 ICT機器や三次元データを自社で扱えるように経験豊富な技術者等からの個別指導の受講又は講習会、研修会等への参加に要する経費	受講料、教材費、講師謝金、講師旅費
(2) BIM/CIM人材育成 BIM/CIMを扱える技術者の育成を目的とした講習会、研修会等への参加に要する経費	
(3) バックオフィス業務人材育成 技術者をサポートする人材の育成を目的とした建設ディレクター育成講座等への参加に要する経費	講座受講料

### 2 留意事項

(1) 次の経費は対象外とする。

- ・ 育成対象者を含む補助対象者の職員旅費
- ・ 設備投資（ソフトウェアの購入及びリースに係る費用を含む。）に要する費用
- ・ 資格取得等の受験での受験手数料、会員費用、振込手数料
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 公租公課
- ・ その他、補助事業の遂行に直接必要と認められない費用

(2) 前号の規定に関わらず、講座等の受講に際して受講期間中に限り必要となる専用機材等のリース料であって、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、補助対象として認めることができる。

- ・ 受講に不可欠であることが研修の実施要領等で確認できること。
- ・ リース期間が受講期間を超えないこと。
- ・ 汎用性が高い機材（パソコン、タブレット等）でないこと。

(別紙)

## アンケート

### 事業者名

名 称		代表者職・氏名	
-----	--	---------	--

Q1～Q9までのアンケートにご回答をお願いします。[ ]に○を記入してください。

Q1. 本補助金を活用してどのような研修を実施しましたか？(複数回答可)

- ICT人材育成
- バックオフィス業務人材育成
- BIM/CIM人材育成
- その他 (具体的に:\_\_\_\_\_)

Q2. これまで自社でDX人材育成に関する研修を実施していましたか？

- 補助金制度をきっかけに研修を実施した
- 自社で研修を予定していたが、補助金の活用により更に研修内容が充実した
- 自社で研修を予定していたが、補助金の活用により研修人数を増やすことができた

Q3. 次年度(令和9年度以降)も、同様の補助金制度があれば活用したいですか？

- ぜひ活用したい
- 条件が合えば活用したい
- 活用する予定はない

Q4. 次年度に人材育成を検討している分野はどれですか？(複数回答可)

- ICT 施工(ドローン、点群処理、ICT 建機等)
- BIM/CIM 活用(3次元モデル作成等)
- バックオフィス業務(建設ディレクター、経理・総務のDX化等)
- その他 (具体的に:\_\_\_\_\_)

Q5. 次年度、育成対象としたい人数はおおよそ何名ですか？

- ( )名程度

Q6. 今回の人材育成にかかった経費に対し、補助上限額(30万円)は十分でしたか？

- 十分だった
- 不足していた(自己負担が重く、高度な研修を受けられなかった)
- 不足していた(複数名を同時に受講させたかったが人数を絞った)

Q7. 「不足していた」と回答された方にお聞きます。受講させたかったが断念した研修等の概算費用はいくらですか？

- 約( )万円

Q8. 今後、どのような補助事業を希望しますか。(複数回答可)

- 本補助金制度以外の資格取得費用 (具体的に:\_\_\_\_\_)
- 求人活動費用(新聞、雑誌等への求人活動に要する費用)
- 外国人材育成費用(日本語学校の費用、技能検定試験対策費用)
- 情報発信費用(自社ホームページ作成・更新、動画制作費用等)
- インターンシップ受入環境整備費用(学生への旅費・食費等)
- 専門家による働き方コンサルティング費用(社会保険労務士・中小企業診断士等)
- 技術継承に要する研修費用(研修動画制作、指導員への手当補助)
- その他 (具体的に:\_\_\_\_\_)